

新型コロナウイルス感染症に伴う各種支援のお知らせ

国民全員に10万円給付  
特別定額給付金  
申請書を発送しました

国の「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」として、市から特別定額給付金申請書を各世帯主宛てに郵送しました。次のいずれかの方法で申請してください。

申請方法

①郵送での申請

市から郵送された申請書に振込口座を記入し、振込先口座の確認書類と本人確認書類の写しと一緒に市へ郵送してください。

②オンライン申請（マイナンバーカード所持者のみ）

スマートフォンかパソコンで、マイナンバー上の特別定額給付金の申請画面から振込口座などを入力。振込先口座の確認書類をアップロードし、申請してください（電子署名により本人確認を実施。本人確認書類は不要です）。

給付方法

原則として申請者の本人名義の銀行口座へ振り込みます。

申請期限 8月31日(月)(当日消印有効)  
※申請が集中している状況で、振込みまで1か月前後の時間がかかる場合があります。振込みが完了したら通知を送付しますので、確認してください。

コールセンターを設置しています

市では、特別定額給付金に関する相談を受け付けるコールセンターを設置しています。

電話番号 0570-0333-355



対象児童1人につき1万円給付  
子育て世帯への臨時特別給付金

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯への支援として、児童手当（特別給付※を除く）を受給する世帯に臨時的給付金を支給します。

※特別給付：児童手当の所得制限限度額を超過していて、手当額が児童1人あたり月額5000円の方

支給対象

令和2年3月または4月の児童手当（特別給付を除く）の受給者

支給額

対象児童1人あたり1万円

申請方法

申請は不要です。5月下旬に案内を郵送しますので、給付を希望しない場合のみ申し出てください。

公務員の方：勤務先から配布される「子育て世帯への臨時特別給付金申請書」に必要事項を記入し、勤務先の証明を受けた上で、令和2年3月31日時点で居住する市町村の給付金担当窓口へ提出してください。羽村市の提出期間は6月1日(月)～10月1日(木)です。

支給日

6月30日(火)（予定）

公務員の方：6月30日(火)までに申請書を受理した場合は7月15日(水)（予定）。それ以降は申請書の提出に応じて随時支給します。

注意事項

給付金は、令和2年3月31日時点で居住する市町村から支給されます。公務員の申請書の提出期日は市町村によって異なります。提出先の市町村の給付金担当に確認してください（羽村市は10月1日(木)まで）。

問合せ 子育て支援課支援係 235

コールセンター対応時間

月～金曜日の午前9時～午後4時30分（午前11時30分～午後1時を除く）

※電話が繋がらない場合は、時間をおいてかけ直してください。

※電話番号を間違えないように、十分に注意してください。



新型コロナウイルス感染症予防対策 育児パッケージ追加配布  
妊娠中の方へ 健診時のタクシー費用  
などに使えるギフトカードを配布します

育児パッケージの内容

健診などの移動時のタクシー乗車や衛生資材（マスクなど）購入に利用できるギフトカード（1万円分）です。

配布方法

(1)新たに妊娠届を提出する方は、母子健康手帳交付時にお渡しします。  
(2)すでに妊娠届を羽村市に提出している方は、郵送によるアンケートを行い、送付します。

※羽村市に提出された妊娠届出の情報に基づいて対象者を抽出しています。転入した方で、まだ羽村市に届けていない方や、アンケートが届かない方は、問い合わせください。

配布期間 令和3年3月31日(水)まで  
問合せ 子育て相談課母子保健・相談係（保健センター内） 692



徴収猶予の特例と納税の猶予制度

新型コロナウイルス感染症の影響などにより、一時に納付することが困難なとき

徴収猶予の特例

新型コロナウイルス感染症の影響で、市税や保険税などを一時に納付することが困難になった場合、徴収猶予の特例が適用される場合があります。要件は次の通りです。

(1)令和2年2月以降の収入が、前年同期に比べて概ね20%以上減少  
(2)対象となる市税および保険税などは、令和2年2月1日～3年1月31日に納期限が到来するもの（この期間のうちで、すでに納期限が過ぎて

いる未納の市税についても、この特例を適用することができま

納税の猶予制度

市税や保険税などを一時に納付することが困難になった場合は、納税の猶予制度が適用される場合があります（右の特例に該当しない場合）。要件は次の通りです。

(1)納付に関して誠実な意思を有すると認められること  
(2)担保を提供できること（不要の場合もあります）

給付金を装った詐欺に注意！

市や総務省などが、銀行などのATM（現金自動預け払い機）の操作をお願いすることは絶対にありません。また、手数料などの振込みを求めることも絶対にありません。不審な電話や郵便、メールなどが届いた場合は、羽村市役所や福生警察署（または警察相談専用電話（#9110））に連絡してください。

該当すると思ったら

詳しくは、市公式サイトを確認するか問い合わせください。

問合せ 納税課 167



市公式サイト